

## 監査指導業務に関する実施要領

### (目的)

1. この実施要領は、監査指導業務実施規程（以下「規程」という。）第3条第3項に基づき、監査指導委員（以下「委員」という。）が規程第3条第3項の業務を実施する場合の要領を定めることを目的とする。

### (業務)

2. 委員は次の各業務にあたるものとする。なお、この取り扱い件数等は、第4項の報告書により監査指導委員長（以下「委員長」という。）に報告する。

#### (1) 電波障害に関する業務

##### ① アマチュア局による電波障害に関する相談受付・対策等

委員はアマチュア局等からアマチュア局による電波障害に関する申し出があった場合には、相談等を受け付けることとし、障害の症状を聞き取り、その障害がアマチュア局の電波による障害であるか、そうではないかを判断し、その結果、前者である（またはそのおそれがある）場合は、そのアマチュア局に対し、次のとおり対策方法を指導する。

この場合において、無線設備または障害の発生している機器への電氣的対策は、アマチュア局が行うことを原則としていることを説明する。なお、その対策が被電波障害者の機器側に行う必要がある場合は、被電波障害者の了解を得て、アマチュア局から事務局技術研究所業務課（以下「事務局業務課」という。）を経由して当該機器の製造者等へ対策を依頼するように指導する。

また、調査の結果、障害の原因がアマチュア局以外にあるときは、被電波障害者に対し、その対策方法を指導する。（別表「電波障害別の対応方法について」参照）

（注）アマチュア無線が起因すると考えられる電波障害の一般の方からの相談窓口は、事務局業務課とする。

##### ② アマチュア無線機への電波障害に関する相談受付・対策等

委員はアマチュア局から電子機器等（ガス給湯器やケーブルTV等）から受けるアマチュア無線機への電波障害に関する申し出があった場合、相談等を受け付けることとし、障害の症状の聞き取り、過去の事例などをもとにアマチュア局に対策指導する。

なお、事務局業務課にもアマチュア局からの申し出を速やかに連絡し、必要に応じて事務局業務課と連携をとり対策指導にあたる。

##### ③ 電波障害に係る調査の場合

委員長は監査長と状況を協議のうえ、次のような場合に、委員に実地調査を依頼することができる。委員は、委員長から依頼された実地調査について、すみやかに被電波障害者およびアマチュア局と電話等により実地調査の期日について打ち合わせを行い、被電波障害者およびアマチュア局の立会いのもとに行うものとする。また、調査にあたってアマチュア局の無線設備を操作する必要がある場合は、免許人に行わせるものとする。

- (a) 各総合通信局または各受信環境クリーン協議会から電波障害対策のため、特定のアマチュア局の実地調査の要請がある場合

- (b) 被電波障害者の調査により、アマチュア局の電波による障害であることが明らかであるが、該当するアマチュア局の所在が不明であるもの。
- (c) その他、電波障害の状況により、必要と認められる場合。

## (2) 電波のモニター

### ① アマチュアバンド内の電波のモニター

委員は、次の電波を受信したときには、業務日誌等に必要事項を記載し、電波法第80条第2号の規定により別に定める報告書に必要事項を記載し、当該総合通信局（監視関係部門）に提出する。

- (a) アマチュアバンド使用区別を守らないアマチュア局
- (b) アマチュアバンドから電波の占有周波数帯幅のすべてまたは一部が逸脱しているアマチュア局
- (c) アマチュア業務に該当しない通信等を行っているアマチュア局
- (d) 呼出符号の送出がなく無免許の無線局と認められる無線局

### ② アマチュアバンド内における侵入電波のモニター

委員は、侵入電波（ジャミング、放送等のアマチュア業務以外の電波をいう。）を受信したときは、別に定める「侵入電波受信報告書」に必要事項を記録し、毎月末までの分をとりまとめて翌月10日までに事務局運用課に報告する。

なお、モニターの対象とするアマチュアバンドは、わが国のアマチュア局に使用が許されている28MHzバンド以下のアマチュアバンドとする。

## (3) アマチュア無線に関する育成指導

委員は、地方本部および支部主催行事等に積極的に参加し、電波利用秩序の維持、周波数の有効利用等の周知・啓蒙活動を行うほか、ニューカマーへの技術相談や電波障害相談等の受付等、各地域に根ざしたアマチュア無線の普及および活動にあたる。

## (4) J A R L ガイダンス局の運営および管理

委員は規程第3条第1項(4)に規定するJ A R L ガイダンス局の管理・運用を行う。なお、運用および管理方法については別に定める要領によるものとする。

## (5) 監査指導

委員は次の場合に実地の監査指導を行うものとする。なお、必要があるときは事前に電話等により当該局の免許人に連絡をとる。

### ① 電波障害に係る監査指導の場合

放送受信障害の調査報告がなく、かつ放送受信障害の申出がたび重なるアマチュア局であって委員長から通知を受けたものについては、できる限りすみやかにその障害防止対策のため実施指導を行う。この場合、第4項の報告書にその概要およびその結果を記載した文書を添付して委員長に報告する。

（注）実地指導を必要とするアマチュア局は、事務局業務課から委員長に連絡すること。

### ② 電波のモニターに係る監査指導の場合

ア. モニター等の報告をもとに、悪質な運用等が続くアマチュア局は、当該局のモニター状況を文書により委員長に報告する。

（注）委員長は、監査長と協議のうえ委員（アの報告のあった委員を除く）を当該局に派遣し、実状を調査するか、または支部長、監査長を経て地方本部長から当該総合通信局の担当部門に報告し、その処置を依頼する。

イ. 実状調査を行った場合は、その委員は第4項の報告書にその概要および結果を記載した文書を添付して委員長に報告する。

③ 会長が承認したアマチュア局の監査指導の場合

ア. 会長が監査指導を行う必要があると特に指定したアマチュア局は、会長から地方本部長を経て監査長に通知される。

(注) 監査長は、支部長、委員長を経て監査指導を行う委員に対し調査の依頼を行うこと。

イ. 実地調査を行うアマチュア局に対しては、事前に電話等により当該局の免許人と連絡をとり監査指導を行う。

ウ. 監査指導を実施したときは、第4項の報告書にその概要および結果を記載した文書を添付して委員長に報告する。

(各総合通信局への指導依頼)

3. 前項(5)の監査指導を拒否したアマチュア局については、すみやかにその概要を文書により委員長に報告する。

(注) 委員長は監査長と協議のうえ、支部長を経て地方本部長から当該総合通信局にその処置を依頼する。

(報 告)

4. 委員は、四半期ごとの活動状況を別に定める報告書により、委員長に報告する。

(経 費)

5. 委員が業務遂行上使用した経費(二次災害に係る経費を除く。)については、委員長へ申し出る。

(改 正)

6. この実施要領の改廃は、連盟会長の承認を得て行う。

2004.08.05

## 電波障害別の対応方法について

監査指導業務に関する実施要領第2項(1)による電波障害に対する対策・指導については、次により行う。

### 1. 放送受信障害(TVI、BCI)の場合

- (1) TVI等の原因がアマチュア局側または放送受信機器側のいずれにあるのかの調査について指導する。
- (2) アマチュア局のスプリアス波によるTVI等の防止方法を指導する。スプリアス波による対策の場合、次の点に留意すること。
  - ① アマチュア局の免許人は、TVI等の放送受信障害の申出があった場合は、その原因がアマチュア局側、放送受信機器側のいかににかかわらず、直ちにその周波数の電波の発射を停止し、原因の究明に務めるよう指導する。
  - ② アマチュア局のスプリアス波による放送受信障害の未然の防止対策および障害の防止対策は、アマチュア局の免許人が行うことを指導する。
- (3) 機器メーカーへの障害防止対策の依頼方法について説明する。なお、TVI等の原因が放送受信機側にあり、かつ、次の条件を満足している場合は、事務局業務課を経由して機器メーカーに障害防止対策を依頼する。この場合、次の点に留意することを説明する。
  - ① アマチュア局の空中線電力は、免許状記載のもの以下であることを確認する。
  - ② 機器への防止措置を行う場合は、事前に機器所有者の了解が得られていることを確認する。
  - ③ 機器メーカーの関係者が機器に防止措置を行う場合は、アマチュア局から電波を発射して協力することができることを確認する。
  - ④ アマチュア局の免許人は、障害防止対策を行う場合、原則として機器内部には手を触れず、その対策を機器メーカーに依頼することを指導する。
  - ⑤ アマチュア局の関係する放送受信障害による近隣者とのトラブルはアマチュア局の免許人が解決することを指導する。
  - ⑥ 機器メーカーにおいて障害防止対策を行っても完全に防止できなかった場合は、アマチュア局の免許人と機器所有者との話し合いによるアマチュア局の運用時間の協定または、他のバンドにおける運用等を行うように指導する。
  - ⑦ 機器メーカーによっては、障害防止対策の費用を請求する場合があるため、アマチュア局側で支払うか、機器所有者に支払ってもらえるのか、事前に了解を得ておく。
  - ⑧ 機器メーカーによっては、障害防止対策を行うことができない場合がある。

### 2. ステレオIおよびテレホンIの場合

アマチュア局からステレオI等の対策について相談があった場合は、その原因は機器側にあつてアマチュア局側にはないことを説明し、Cに準じて指導する。なお、アマチュア局には、原因となる周波数の電波の発射を停止し、機器の障害防止対策に協力することを指導する。

### 3. その他の電波障害の場合

アマチュア局から1. および2. 以外の電子機器の電波障害の防止対策について相談があった場合は、次のように指導する。

- ① アマチュア局は、その原因が、機器側にあつてアマチュア局側にはないことについて、機器所有者に説明するとともに、障害状況を把握し、機器の型名、メーカー名等を調査し、機器メーカーに障害防止対策の依頼を行うよう指導する。
- ② 機器メーカーは、多くの場合、電波障害に対する対策経験が少ないことが考えられるので、その対策を依頼するときは、その対応について十分配慮するよう指導する。

### 4. 業務用無線局の混信障害の場合

アマチュア局から業務用無線局への混信障害の防止対策について相談があった場合は、その原因がアマチュア局のスプリアス波によるものか、業務用無線局の受信機の混変調等によるものかを、アマチュア局の送信周波数およびアマチュア局の調査による業務用無線局の使用周波数等から判断して、次のように指導する。

- ① アマチュア局のスプリアス波によるものであるときは、当該トランシーバーのメーカーと相談し、LPF又はBPFを取り付けて調査するように指導する。
- ② 業務用無線局の受信機の混変調等によるものであるときは、業務用無線局の関係者にその改善を要望し、障害の防止措置について協力するよう指導する。
- ③ アマチュア局は、業務用無線局、特に無線中継局に近接した場所における移動運用を避けるように指導する。
- ④ 業務用無線局に近接した場所にアマチュア局を開設する場合は、免許人は事前に業務用無線局の関係者と連絡をとり、発射する周波数の電波による混信障害の有無をあらかじめ調査するよう指導する。

2004. 08. 05